

林業・木材産業等の金融支援措置

【 9 , 8 9 8 百万円】

対策のポイント

被災した林業者・木材産業者等の災害復旧に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

< 背景 / 課題 >

- ・東日本大震災により被災した林業者・木材産業者が、資金を円滑に調達できる環境の確保を図り、災害復旧を支援する必要があります。
- ・また、被災した森林組合の経営再建を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧等に必要な資金の融通の円滑化

< 主な内容 >

1 . 災害復旧関係資金利子助成事業 5 0 5 百万円

被災林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧関係資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大 2 % の利子助成を行います。

また、日本政策金融公庫資金を無担保・無保証人で借り入れることができるよう、日本政策金融公庫に対する出資を行います。

融資枠：35 億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、(株)日本政策金融公庫

2 . 東日本大震災復旧林業信用保証事業 9 , 3 7 0 百万円

被災林業者・木材産業者が、復旧事業に必要な資金調達のために、(独)農林漁業信用基金から保証を受ける際の保証料の助成等を行います。

また、災害復旧に必要な資金を円滑に調達するための無担保・無保証人保証を行うため、(独)農林漁業信用基金に対する出資を行います。

保証枠：182 億円
補助率：定額
事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

3 . 森林組合経営再建緊急支援事業 2 3 百万円

被災した森林組合が、経営再建・経営維持安定のため、金融機関から必要な資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大 2 % の利子助成を行います。

融資枠：23 億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- 1、2 の事業 林野庁企画課 (03 - 3502 - 8037 (直))
3 の事業 林野庁経営課 (03 - 6744 - 2287 (直))

林業・木材産業等の金融支援措置

平成23年度補正追加要望額9,898百万円

○ 被災した林業者・木材産業者等の災害復旧等に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

融資		対象者	資金使途	限度額	講じる措置の概要
公庫資金	林業基盤整備資金	林業者	被害造林地、樹苗用施設、林道の復旧	借受者の負担額の80%	・無利子 ・無担保・無保証人貸付
	農林漁業セーフティネット資金	林業者	長期運転資金	600万円	
	農林漁業施設資金	林業者又は林業を併せ営む木材産業者	林業機械、林産加工施設等の復旧	借受者の負担額の80%等	
民間資金	森林組合経営再建緊急支援事業	被害を受けた森林組合	経営の再建・経営の維持安定	経営再建のための資金(融資枠)8,000万円	・無利子
	天災資金	林業者	種苗、薪炭原木、しいたけほだ木等林業経営に必要な資金	個人:250万円 法人:2,500万円	・無利子
保証		対象者	保証対象資金	保証割合	講じる措置の概要
東日本大震災復旧林業信用保証		林業者又は木材産業者	被災事業者の事業復旧等に必要運転資金及び設備資金	100%	・無担保・無保証人保証引受 ・保証料無料